

令和4年9月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、10番 鈴木委員、15番 大石
委員をお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第63号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第63号第1項について説明いたします。議案は、
2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

9月5日、●●●会長、●●●委員さん、●●●推進委員さん、
事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約8.7km、●●●、地目は登記・
現況ともに田、面積717㎡外17筆で、合計で15,753㎡で
す。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は100,647.
22㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●
●さんです。

現地の場所ですが、●●●になります。ここに●●●がございま
すが、●●●の方に行って●●●の方に曲がって●●●の方にずっ
と下って行ったあたり、ここに●●●があるのですが、この周辺に
申請地がございいます。あとこちらの●●●の方にも申請地がござい
ます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢のため耕作が困難
となり、親戚である●●●さんに譲りたいと考えられ、譲受人の●
●●さんはその申出を了承され、双方連名により本申請に至ったも
のでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は30年

です。年間農作業従事日数は、ご本人が365日、お母さまが365日となっております。

営農計画ですが、申請地は主に飼料作物を栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機4台、トラクター1台、軽トラック2台、トラック1台を所有されています。

現地の写真ですが、まずここに●●●があって、この上側の建物が●●●さんの自宅になるのですが、自宅の周辺のところが今の写真でございます。まずこの3筆がこのような感じになっております。それとこことここが少し見づらいですが、若干荒れている状態でございます。この奥側は柵がしてあって物が植えてある状態でございます。それとここに小さい筆が2つと奥に1筆あり、3筆集まったところがございしますが、こんな感じになっており、今畑として利用されています。それとこちらに●●●があって、その周辺に5筆ありますが、まずこの草が生えているところの筆と、奥側の草が生えているところが申請地でございます。次に●●●のすぐ後ろの申請地はこのような状態になっております。残っていた筆がこのように今は何も植えてない状況でございます。最後、ここが●●●になりますがそのそばに2筆ございます。まず三角のところですが、こういった感じで少し荒れている状態です。残りの1筆がこのような状態になっております。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第9番 この件につきましては、9月5日に、●●●会長、事務局、そして●●●推進委員、私の5名で現地を確認しております。内容については今、事務局から説明のあったとおりですが、譲渡人の●●●さんが、甥の子にあたる●●●さんに贈与として譲り渡されるわけですが、先ほど言われたように●●●さんは●●●歳で、今までも利用権設定をして、大きい農地については牧草地として使われておられましたが、小さいところはいろいろ大小点在しておりまして、今までも借りておられるところの管理がなかなか行き届かない状態で苦情があるわけですが、今回贈与としてかなりの数の農地を受け

られるので、これからはしっかり管理をしてもらえれば良いなと思っております。そして、山口型放牧で牛を離したりして、ある程度の草を与えてくれるのですが、なかなか法面や畦の草刈りはされていないので、水稻農家からは、いろいろ苦情があつたりしますが、今は弟さんも来て一緒にやっておられるし、弟さんの息子さんが後を継いでやろうか、どうしようかということになっているようですが、しっかり管理していただきたいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●●さんは繁殖をやっておられて、100頭くらいいると言われていましたね。

第 9 番 私は、生産の方をやっておられるかと思っていまして、子牛を生ませて子牛を販売するというのが生産ですよ。この資料を見ましたら、肉牛をやっておられるのですかね。肉牛と子牛をやられるのですかね。繁殖をやられているのですかね。

議 長 この申請地は牧草地にするとこの前も言っておられましたが、肉牛となると、ほとんど投資事業ですから頑張っておやっていたきたいと思ひます。

第 9 番 山口型放牧は生産牛の方を外に出して放牧されているのでしょうか。

議 長 ということですが、ほかに質疑はありませんか。

(●●●委員挙手)

議 長 はい。●●●委員

第16番 参考までですが、肉牛か生産牛かということですが、今後の目標としては、頭数を減らして生産のための融資を借りるということで、先日、●●●さんのお母さんに今まで中心となつてやられていた方が引くし、人数も少なくなつたので、効率の良い牛を育てたいということでお聞きました。私の農地の近くにもあるのですが、見上げると雑草で、牛もたまに放しているのですが、頼りない草がたくさん生えている現況で、荒れる気がいたしますが、現況が少し荒れていますので、これ以上のことはないかと思ひますが、荒らさな

いようをお願いしてくださいと言付け加えていただきたいと思います
ております。

議 長 今、注文がつかいましたが、事務局よろしいですか。

事 務 局 はい。お願いをしたいと思います。

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらは先月の総会にて空き家に附属する農地の指定を受けてお
ります。

8月3日、●●●会長、●●●委員さん、●●●推進委員さん、
事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約130m、●●●、地目は登記・
現況ともに畑、面積1,094㎡です。譲受人は●●●の●●●さ
んで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人
は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは今お住まいのお家とそ
の周辺の農地の処分を検討され、空き家バンクに登録され、譲受人
の●●●さんは●●●さんの物件を気に入られたため双方連名によ
り本申請に至ったものでございます。

譲渡人の●●●さんは、申請地の空き家からすでに●●●の方に
引っ越しをされています。

現地の場所ですが、●●●がここになりますが、●●●のすぐそ
ばの住宅地の中の農地になります。ここが●●●ですが、空き家が
ここにあります、そのまわりのこちらが申請地です。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年で

す。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、奥様が150日と
なっております。

営農計画ですが、申請地では、なす、キュウリ、ピーマン、夏み
かん等の野菜を自家消費目的で栽培されるご予定です。現地には柑
橘の木がすでに植えてあります。

農機具の保有状況ですが、今後必要になったものを随時購入され
るとのことです。

現地の写真ですが、このようにお庭として使われているような感
じで、柑橘類が植えてある状況でございます。農機具小屋がこちら
でございます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件を
すべて満たしています。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並
びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきましては、先月8月3日に、●●●会長、事務局、
●●●推進委員さん、私と空き家バンク担当の方と現地の確認をい
たしました。ただいま事務局から説明のあったとおりで、先月審議
されたものでありますし、特に付け加えることはないと思ってお
ります。1反ばかりの農地は説明されたように、今からは野菜などを
栽培し自家消費されたいと考えておられるようです。ご審議のほど、
よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

こちら先月に空き家に附属する農地の指定を受けています。

申請地は、●●●から北へ約100m、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積172㎡外1筆で合計で285㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地場所ですが、●●●と●●●の境の場所で、●●●がこちらですが、ずっと●●●に行き、●●●のそばの住宅地の中にある農地です。ここから向こうは●●●になりますが、空き家がこちらになります。空き家の前の農地と道を挟んで斜め後ろ、こちらの農地が申請地となっております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんが相続されたお家とその周辺の農地の処分を検討されて、萩市の空き家バンクに登録され、譲受人の●●●さんは空き家バンクで●●●さんの物件を気に入ったため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

●●●さんは、同じ●●●の地区内にご自宅をお持ちで、こちらのご実家のほうは売却されるということです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が50日の予定です。

営農計画ですが、申請地では自家消費目的で、キュウリやトマト、ビワなどを栽培される予定です。

農機具の保有状況ですが、こちらについては必要なものを適宜購入されるということです。

現地の写真ですが、こちらが空き家の前の農地ですが、こちらに関しては、お隣に住んでおられる方が作っていらっしゃる、今後は一緒に共同で使われるということです。道を挟んで斜め後ろの農地ですが、このようにイチジクやビワなどが植えてある状況です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 番 この件につきまして、8月3日に、●●●推進委員、事務局2名、私で現地の確認をいたしました。内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。譲受人の●●●さんは会社が●●●の方にありましてリモートにより仕事をされます。空き家バンクを通じ、●●●に移住されるとのこと。歳は若いのですが、地域に溶け込み地域行事等に参加し地域貢献がしたいとのこと、また農地は家屋に密接しているため、耕作しやすく近隣の人と共有し、家庭菜園をされるそうです。特に問題はないと思われまますのでご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
●●●さんは何歳ですか。

事 務 局 ●●●歳です。

議 長 独身ですか。リモートで仕事をされる。

事 務 局 はい。独身と聞いております。今の仕事は辞めずに、こちらにこられてリモートワークで仕事をされると聞いております。

議 長 ほかに質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第4項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

9月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約3km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積461㎡外1筆で、合計で2,535㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は8,021㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、ここに●●●がありますが、そのそばのこのあたりが申請地になります。●●●でもちょっと●●●の方に進んだあたりです。こちらが●●●ですが、申請地がこことこの2筆になっております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは現在●●●の方にお住まいで、ご高齢で後継者もないことから、現在農地を貸し出している●●●さんに譲りたいと考えられ、譲受人の●●●さんは、現在耕作中の土地であるためこの話を了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は30年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、奥様が100日となっております。

営農計画ですが、現在に引き続き水稻を栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、草刈機1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を、所有されています。

現地の写真ですが、この小さい筆がありますが、この部分が1筆、それとこの部分に1筆となっております。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第17番 この件につきまして、9月1日に、事務局2名、譲受人の●●●さん、司法書士の●●●さんと、●●●推進委員、私の6名で現地を確認いたしました。詳細は事務局の説明のとおりです。今の写真

を見ますと、農地が荒れているように見えますが、この●●●地区約3ヘクタールの農地が4月の大雨により取水口が崩壊し稲作に必要な水を取ることができなくなり、今年度は大豆と自己保全に努められ、災害復旧後にはまた、元の水稲栽培に取りくみできるようになっております。譲渡人の●●●さんは先ほど説明がございましたように、●●●に住んでおられ高齢者のため耕作することができず、農業後継者もおられないことと、譲受人の●●●さんは親の代から約50年利用権設定をなされており、●●●さんの農地管理への感謝の気持ちから贈与を受けられるものであり、何ら問題はないと考えますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第5項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

9月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約800m、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3,038㎡外2筆で、合計で7,607㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は12,549㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、●●●がこちらになりますが、●●●から少し下ったこのあたりが申請地となっております。●●●からこの川沿いの下ったところの、この3筆になります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外にお住まいのため、農地の管理が難しく処分を検討され、譲受人の●●●さんは現在●●●さんから申請地を借り受けて耕作をされているため、借りている土地は購入して引き続き耕作したいとのご意向であったため、双方連名により本申請に至ったものでございます。●●●さんは、今回の申請地のほかにも農地をお持ちでしたが、所有されていた住宅を含めすべてを●●●さんという方に売却をされており、こちらについては7月の総会にかけて既に許可を出しております。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は6年です。年間農作業従事日数は、ご本人が100日、お母さまが60日となっております。

営農計画ですが、申請地では水稻を栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈機1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台、乾燥機1台、籾摺り機1台を所有されています。

現地の写真ですが、まず三角形の●●●は今、このような感じで少し倒れておりますが水稻の栽培をされており、残りの2筆がこちらになります。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 この件につきまして9月7日、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員、事務局2名、譲受人の●●●さんと現地確認を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。譲受人の●●●さんはまだ農業経験年数が6年ということ、年齢が●●●歳ということですが、小さいころからお父さんがやられていたので、ほとんど機械が全部そろっているのと、実家がすぐ近くであること、本人さんが●●●に勤められていて普段から田んぼまで近いので、管理はしやすいと思いますが、経験年数がまだ浅いということですが、土地の維持等長い目で見たらよいことと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第64号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第64号第1項について説明いたします。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

9月5日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東460mに位置し、準工業地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地と公衆用道路に囲まれた孤立した農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記地目は田、現況地目は畑、面積は315㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は、●●●の●●●さんです。

位置は、こちらが●●●、●●●方面に向かう●●●号線、●●●や●●●があり、●●●の南側の住宅地になります。

周辺の写真でございます。こちらは道路側から撮って、道路から少し入ったところにある農地でございます。このように実際、まわりの宅地化が進行し、ここだけまだ畑として残っていた部分です。

転用目的は、自己用住宅(1棟)の建築です。転用者の●●●さんは現在、●●●に借家住まいで、以前より、自己用住宅建設用地を探されておられ、この度、本申請地が住環境的など全ての購入条件で合致したため、購入を決められました。所有者の●●●さんも、

●●●歳と高齢により、耕作が困難となり、後継者もないことから譲受人の要請に応じられることとなりました。

(スクリーンに分間図を表示)

次に隣接農地の関係ですが、北側は公衆用道路、東側及び西側は宅地、南側は雑種地に接しており隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造カラーガルバリウム鋼板葺き平家建ての自己用住宅1棟、建築面積127.46㎡を整備されます。敷地面積は315㎡で500㎡以下の一般住宅の面積基準を満たしており、建ぺい率は40.46%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしております。

用排水計画ですが、雨水は、敷地内の溜枘から、北側の道路側溝に放流し、汚水も、北側の公共下水道に接続するため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず整地のみ行うものであり、土砂等の流出の恐れはなく適当です。

こちらが、建物の平面図になります。ガレージ付きの平家建となります。こちらは立面図となります。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきまして、9月5日、●●●会長、●●●推進委員、事務局2名、そして私の計5名で現地の確認をしております。内容につきましては事務局の説明のあったとおりでございます。申請地の畑ですが、まわりは宅地になっておりまして、ほかに農地はなく問題はないと思っております。ここに自己用住宅を建てたいとおっしゃった●●●さんは、以前から場所を探されていたわけですが、申請地が自分の理想にぴったりの場所ということで気に入られたようですが、市街地から少し離れていますが近くには病院も2箇所ありますし、街にも近いということもあって、隣に●●●の●●●の

施設があるのも魅力的だったのかなと思います。気に入られたということで、特に農地的には問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第65号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第65号第1項について説明いたします。議案は7ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第1項、第3項、第4項の転用目的は、携帯無線基地局の設置でございますので、一括して説明いたします。

第1項、●●●、登記・現況地目は畑、面積410㎡の内4.0㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●、●●●です。

第3項、●●●、登記・現況地目は田、面積814㎡の内6.0㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は同じく●●●です。

第4項、●●●、登記・現況地目は田、面積2,844㎡の内4.0㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は同じく●●●です。

以上、第1項、第3項、第4項につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し、農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

それでは、第2項について説明いたします。第2項、●●●、登記・現況地目は田、面積66㎡の内28.185㎡外1筆で合計面積は、405㎡の内194.394㎡です。転用者は●●●の●●●さん外1名で、転用目的は、擁壁、通路、水路の付け替えです。

当該地につきましては、北側は畑、西側は宅地及び雑種地、南側は市道、東側は田に囲まれた農用地区域内の農地ですが、一団の農地の縁辺部に位置しており、事業規模も必要最小限であることから、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

こちらの第2項につきましては、現在、農用地区域からの除外手続き中であり、除外に係る知事同意がありましたら、通常の農地転用と同様に、農地法第4条転用許可申請について、総会での審議となります。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第65号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第66号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。1項から3項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第66号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明します。

まず最初に議案の訂正をお願いいたします。

第3項、賃借人と賃貸人が逆になっております。賃借人が、●●●で、賃貸人が、●●●さんとなります。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、説明いたします。議案は9ページです。

第1項と第2項については、議案第63号の農地の権利移動に関連する解約です。第1項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積717㎡外8筆で、合計で12,202㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人はおなじく●●●の●●●さんです。解約後は賃借人に贈与予定です。

第2項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3,038㎡

外2筆で合計で7,607㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は賃借人に売却予定です。

第3項は、農地法3条の賃貸借の解約となります。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積2,368㎡外6筆、合計で18,729㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。●●●さんは●●●の構成員でしたが、このたび抜けられるということで、貸していた農地の返還ということで、解約後は自己管理される予定です。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
●●●委員、自己管理されるということですが、その能力はある方ですか。

S
第 4 番 ちょっと無理ですね。自己管理はできますが、機械が小さく20馬力くらいなので、かなり大変かと思います。

議 長 年齢は何歳ですか。

第 4 番 まだ●●●歳代です。
まあ、これによって、いろいろな問題が出てきているのですが、うちは面積の設定を5箇年で決めているので、変更をせざるを得ない、それによって中山間の場合5箇年の契約がありますので、新しい面積の設定をしなないと、国の補助金なので強制返還ということもあるので、本人もわかっていると思うのですが。

議 長 なかなか問題がありますね。頑張ってください。
特に発言がないようですので、以上で議案第66号の報告は終わります。

議 長 議案第67号「現況確認書の交付について」を議題に供します。
第1項から第5項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第67号第1項について説明いたします。議案は11ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

9月2日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さ

んと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西1 kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は667㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

場所は、●●●の南側にある●●●があった場所となります。

申立てによると、申請地には、昭和46年に新築登記された建物が存在し、その後、南側に木造セメント瓦葺2階建の建物が1棟建てられ、現在に至るということです。

本調査によると、申請地には、木造セメント瓦葺2階建の居宅が2棟建てられており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項について説明いたします。

9月2日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北1.3 kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は343㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

場所は、こちらが●●●の●●●になっておりまして、こちらが●●●で、海の方から500mほど入ったあたりの、住宅地の中にある農地です。

申立てによると、申請地には、昭和47年に新築された建物が存在し、申請地及び東側隣接地の●●●の宅地にまたがって建物が建っているということです。

本調査によると、申請地には、木造セメント瓦葺平家建の居宅が建っており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第3項について説明いたします。

9月2日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北750mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は142㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

場所は、こちらが●●●で、県道●●●号線●●●線と、こちらに●●●がございますが、●●●地区内にある住宅地に囲まれた孤立した農地です。

申立てによると、申請地は、1980年頃までは牛小屋、豚小屋

が建っており、現在は、雑木等が繁茂しており、農作物は作っていないということです。

本調査によると、申請地は、雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第4項について説明いたします。

9月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東4.6 kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は1,427㎡外9筆で合計面積は6,566㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

場所は、こちらが国道●●●号線で、こちらが●●●の●●●地区になりますが、大きく分けて、国道沿いの農地、山林に囲まれた一団の農地、山林の中の孤立した農地の3箇所となります。

こちらが、国道沿いの農地の6筆、こちらが東西を山林に囲まれた農地3筆で、こちらは非農地通知を行っております。こちらが山林の中の孤立した農地1筆となります。

申立てによると、申請地は、20年以上前から耕作放棄により、●●●は山林化し、その他の農地は原野化しているということです。

本調査によると、申請地●●●は山林化し、その他の農地は雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

最後に第5項について説明いたします。

9月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西2.3 kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は34㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

場所は、こちらが県道●●●号●●●線で、県道沿いにあるすでに農地の上に建物が建っている宅地に囲まれた孤立した農地です。

申立てによると、平成4年に隣接地の●●●に建物を新築した際、申請地も含めて建物が建てられており、建物敷地として一体利用されているということです。

本調査によると、申請地には、木造瓦葺2階建の居宅が建っており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したも

のです。

以上、5件の報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第67号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和4年9月15日

萩市農業委員会会長 片岡兼雄

委員 鈴川肇

委員 大石博則